

大阪の子どもの貧困は「全国で2番目」と深刻！

「子どもの貧困」は深刻ですが、大阪の子どもの貧困率は21.8%で、沖縄に次いで全国2番目です。『子どもの貧困大綱』に基づき、早急な対策を市に求めました。

貧困施策については市は、来年3月の「子どもの生活実態調査（今夏に実施）」結果を待って検討するとしています。日本共産党は、早急に出来る現行施策の見直し、改善を要望しました。

就学援助の入学準備金の支給月

【問】就学援助の入学準備金の支給は8月である。利用家庭から「制服代や教材費が高くて工面できない」「必要な時に支給して欲しい」など、支給月を早める声がある。枚方市（寝屋川市）では、小学校で就学援助を利用している6年生には、卒業の3月に中学校入学準備金を支給している。本市も支給月を早めるべきと考えるが。

【答】転校などで返還を求めるなどの課題があり、現

平成28年度 就学援助費認定所得基準額表

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,213,300円	1,553,300円
3人	2,751,820円	2,091,820円
4人	3,011,038円	2,351,038円
5人	3,540,598円	2,880,598円
6人	3,932,802円	3,272,802円
7人	4,457,006円	3,665,006円

*世帯の人数が1人増加するごとに、380,000円を加算

行の中学1年生時に認定された家庭に支給するのが適切と考える。

【意見】文科省は地方自治体に対し、「支給は年度当初

から、速やかに支給できるように十分配慮すること（特に、新入学児童生徒学用品等）」と通達している。この通知に基づき、市は入学準備金を3月に支給すべ



認定基準額の算定は、子どもの実年齢で行うよう改善すべき

【問】本市の認定基準額は、年齢別援助費の単価（年齢が上がるほど高く設定）が

考慮されずに、モデルケース（4人家族の場合の子どもは9歳・4歳）で算定されている。適正な認定額とは言えないことから、就学援助の認定基準額の算定は実年齢で行うよう改善すべきと考えるが。

【答】今年度、モデルケースがふさわしいかの検討を進めているところである。

【要望】認定基準は市で決められる、早急な改善を求める。

また、婚姻歴がないひとり親家庭への「みなしの寡婦控除の適用」を要望する。

*寡婦控除とは、ひとり親家庭への税や家賃、保育料などを減免・免除する施策である。本市では婚姻歴がないひとり親家庭は対象外としているが、枚方市・寝屋川市同様のみなし適用を求める。



病院窓口の「医療費の一部負担金免除」恒常的な低所得者も含めるべき

国民健康保険には経済的な理由で医療を受けられない人の医療費の負担金を免除する制度があります。しかし、恒常的な低所得者は含まないなどの問題があり、改善を求めました。

保険料を払っていても、減免・免除を利用できない制度

国保法第44条では、「災害及び所得の減少等の特別の事情があつて、病院窓口の一部負担金を支払うことが困難な加入者には減額・免除できる」と定められています。しかし、もともと支払いが困難な低所得者は対象外となっています。

【答】一時的に支払いが困難な場合のみを、対象と考

【意見】44条の「特別な事情」の免除も、収入基準が生活保護基準10倍以下となっているため、殆どの人には利用できない。

現在、減免実施分の2分の1は交付金で手当てされている。これを活用して市は、免除対象を拡充すべきと考える。

また、国に対し、恒常的な低所得者も免除対象とする制度の改善を要望して頂きたい。

【問】本市の免除件数は大変少ない。恒常的な低所得者も減免・免除対象としている東大阪市では、多くの人が利用できている。

本市でも、必要な医療が受けられるよう、恒常的な低所得者も負担金の免除対象とすべきではないか。

